

第17回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年11月10日(水)

午前8時58分～午前10時42分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第17回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年11月10日(水) 午前8時58分～午前10時42分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 11月の農業相談委員

2番 高崎 洋介 委員

3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

- ③ 農地法第3条の規定による許可申請について (●●●●●)
- ④ 空家に付随する農地について (●●●●●)
- ⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について (●●●●●)
- ⑥ 農用地利用集積計画の承認について (中間管理特例事業)
- ⑦ 農用地利用集積計画の承認について (中間管理特例事業)
- ⑧ 農用地利用集積計画の承認について (中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 公共事業に関する農地の一時利用届出について (株●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ② 農地改良届について (●●●●)
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 農地パトロール（利用状況調査）について
- ② 遠賀町農業施策等に関する意見書について
- ③ 福岡県農業委員会研修大会について
- ④ 遠賀・中間地区会研修会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖

開 会 8 時 5 8 分

議長

皆さんおはようございます。
 本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席です。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立

しています。

よって、ただいまより第17回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番高崎洋介委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係3件、農地法第5条申請関係1件、空家に付随する農地関係1件、農用地利用集積計画関係3件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が別府にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏、申請地は3ページの字図にありますように、大字別府字鶴峙4223番。地目が田、面積は1,285㎡です。

農地区域が農業振興地域外の第3種農地となっております。農地集約のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われまます。先月来●●氏の3条の申請が出てきておりまして、隣接する農地の集約となっております。

続きまして議案書の4ページをお開きください。

付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が先程と同じく別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人

が●●●● 成年後見人●●●●氏とありますが、地権者の●●●●氏には成年後見人がついておりまして、こういった公的な手続きは基本的に成年後見人が行う必要がありますのでこのような申請となっております。

申請地が6ページの字図にありますように、大字別府字鶴埜4213番、地目が田、面積が910㎡です。

農地区域が農業振興地域外の第3種農地となっております。農地集約のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

続きまして議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が松の本にお住まいの●●●●氏、譲渡人が佐賀県にお住まいの●●●●氏です。

申請地が9ページの字図にありますように、大字別府字中下3465番 他3筆、地目が田、4筆合計面積が3,050㎡です。

農地区域が農業振興地域外の第3種農地となっております。譲受人の勇氏でございますが、この度新規就農のため農地を取得するものです。本来であれば5反要件がありますので、5反耕作していないと農地を取得できないところですが、遠賀町で定めております別段面積（例外規定）の認定新規就農者の施設用地ということで、2反要件を採用しまして取得という形になります。

●氏は現在青年等就農計画、いわゆる認定新規就農者となるための手続きをしておりまして、この件に関して10月に本人・農業委員会の会長・副会長・地元農業委員吉田委員と山中委員と普及センターも交えて就農に対する面談を重ねてきまして、新規就農者としてふさわしいのではないかとということで、認定見込みとなり、下限の引き下げを適用して農地の取得ということになり今回の申請に至っております。

続きまして議案書の10ページをお開きください。

付議案件④空家に付随する農地についてでございます。空家に付随する農地に関して、農地の取得要件の一つである下限

面積を5反ではなく1㎡、実質広さは問わないということに引き下げる決定をしておりましたが、この度町の都市計画課に空家バンクの利用申請があり、それに付随する農地がありましたので、今回下限面積引き下げの適用の可否を協議するものです。空家に付随する農地として適正かどうかということです。

届出者は北九州市八幡東区にお住まいの●●●●氏で、対象農地が12ページの字図にありますように大字上別府字高家1732番3、地目が畑、面積が245㎡です。字図上の1731番に空家が建っており、これに付随する農地として良いかどうかの協議をしていただきます。

農地区域は農業振興地域外となっております。空家の情報としては、築年数は不明の木造平屋建ての家屋で、平成28年頃より空家となっております。

現地では優良農地でないこと、広い農地に隣接してはいないということ、空家から常時耕作可能であることをご確認いただければと思います。

続きまして議案書の13ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市若松区にお住まいの●●●●氏、譲渡人が福岡市早良区にお住まいの●●●●氏で、申請地が15ページの字図にありますように、大字尾崎字蟹喰307番、地目は畑、面積が272㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請目的は自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

16ページが現況平面図、17ページが計画図、断面図も下と右に付いておりますが、基本的には現状をそのまま使い、盛土も切土もしないということです。18ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下、水路放流。汚水は公共下水道（農業集落排水）での処理となっております、19ページが

関係者説明に関する調査票となっております。隣接農地はございません。

続きまして少し飛びますが、議案書の36ページをお開きください。

報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届についてでございます。

公共事業に伴う農地の一時利用ということで、農地法による許可を要しないものでございますので、届出のみで良いということで報告案件として取り扱っております。

届出人は国交省の西川の護岸工事の請負業者である株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●氏で、届出農地は38ページの字図にありますように、大字広渡字六十歩1974番1、地目が田、面積が1,106㎡で、農地区域は農業振興地域外の第三種農地です。

所有者は芦屋町にお住まいの●●●●氏です。

一時利用目的は国交省の西川護岸工事に伴う現場事務所設置です。

続きまして議案書の40ページをお開きください。

報告案件②農地改良届についてでございます。

届出人は●●●●氏で、申請地が42ページの字図にありますように、大字上別府字八反田155番、地目が田、面積が936㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、届出理由が湿田改良のためとなっております。土地が周辺より低いため、盛土をすることです。農地法の許可が不要な場合の面積が1,000㎡以下であることや、造成高が1m以下であることなど。6つの要件を満たすため、届出を受け付けております。

なお、付議案件⑥・⑦につきましては、所有権が移る案件ですので本来現地を確認する案件でございますが、以前確認した中間管理特例事業に関する場所になりますので現地調査は省略させていただきます。内容につきましては現地調査後に改めてご説明いたします。

現地調査を伴う案件は以上です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 8 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 2 0 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 譲受人が耕作しており、特に問題は無いと思われまので、ご
(6 番) 審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
同じく地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 前項と同じく本人が耕作・管理しておりますので特に問題は

(6番) 無いと思われ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。
地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6番) こちらも本人が意欲を持って耕作するということで特に問題は無いと思われ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 次に付議案件④を議題に供します。
空家に付随する農地に関する案件ということですので事務局

より報告願います。

事務局 現場を見ていただきまして、出発する前にも申し上げましたが、優良農地ではない、及び空家からの常時耕作が可能といったところで判断をいただければと思います。今回付随する農地として認められますと正式に空家バンクへの登録になりまして、空家バンクを見て誰かが買うといった場合は、そこで改めて農地法3条の申請があるということになります。今回の承認が得られれば付随する農地ということで正式に空家バンクに登録となりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④空家に付随する農地について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 次に付議案件⑤を議題に供します。
まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 (4番) 特に問題は無いと思われましてご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。
それでは付議案件⑥について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の20ページをご覧ください。
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認についてでございます。
本件は通常の利用権設定に基づく農用地利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業に係る利用集積計画になります。この農地あっせん事業は農用地の売買について、推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。一度9月総会にて機構へ所有者から売り渡す計画は承認いただいておりますが、今回は耕作者へ機構から売り渡す計画でございます。
譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲受人が木守にお住まいの●●●●氏で、申請地が22ページの字図にありますように、大字木守字角現729番、地目が田、面積が1,880㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑥は承認されました。
それでは付議案件⑦について事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書 23 ページをお開きください。
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認についてでございます。
先程と同じく通常の利用権設定ではなく県の農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地の売買となっております。
譲渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲受人が中間市にお住まいの●●●●氏で、申請地が 25 ページの字図にありますように、大字老良字桶淵 217 番 1、218 番、220 番 1、221 番 1、地目が田、4 筆合計面積が 7,683 m²です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。
10 月総会にて機構へ所有者から売り渡す計画は承認いただいておりますが、今回は中間市の●●●●氏へ機構から売り渡す計画でございます。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑦農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑦は承認されました。
それでは付議案件⑧について事務局より説明願います。

事務局 はい、それでは議案書の 26 ページをお開きください。
付議案件⑧農用地利用集積計画の承認についてでございます。
中間管理事業の利用権設定分で、26 ページから 35 ページにかけて筆を記載しておりますが、今回は 152 筆 合計 233,168 m²の承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。
本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑧農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑧は承認されました。

議長 それでは報告案件③について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書45ページをご覧ください。
報告案件③農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。
利用権の合意解約ですが、7筆 合計6,961㎡の合意解約
が成立しておりますのでご報告します。
以上です。

議長 ありがとうございます。
報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件

① 農地パトロールについて説明。

② 遠賀町農業施策等に関する意見書について説明。

③ 福岡県農業委員会研修大会について説明。

④ 農業会議遠賀・中間地区会研修会について説明。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から質問等ありませんか。

【ありません。】の声

議長 今日現地を確認しました別府の新規就農者の方ですが、皆さんで注目して対応をしていきたいと考えております。途中で農業を簡単に放棄してもらわないように皆で盛り立てていきたいと考えています。そういうことも見込んで許可ということになります。

議長 それではご意見等無いようでございますので、以上をもって、第17回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 42分